

福 井 県

「福井県病虫害総合防除計画（案）」
に関する県民パブリックコメントの意見募集の結果

令和6年3月27日
福井県農林水産部流通販売課

「福井県病虫害総合防除計画（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼を申し上げます。提出された御意見の概要等を、下記のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和6年2月13日（火）～2月27日（火）
- 2 意見件数（提出者）
22件（6名）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県農林水産部流通販売課
TEL：0776-20-0419（直通）
FAX：0776-20-0649
メール：ryutsu@pref.fukui.lg.jp

福井県病害虫総合防除計画（案）に関する県民パブリックコメント意見募集結果
と県の考え方

○県民の皆様からの御意見 22件（6名）

	意見の概要	ご意見に対する考え方
1	本計画を策定することで農業者にどのような恩恵があるのか？	発生予察に基づいた総合防除を推進することで不必要な薬剤防除を減らす他、増えつつある異常気象時の病害虫のまん延防止にも資すると考えます。
2	計画年は何年か？県の農業基本計画のように5年か？	2（2）にもある通り、期限を定めず国の「総合防除基本方針」改定や状況の変化に合わせて随時改定を行うこととします。
3	予防や発生時の対応で農業者に負担がかかることが想定されるが、それへの適切な補助金、サポートをお願いしたい。	今後、総合防除の推進のために必要な予算の確保に努め、総合防除の必要性や総合防除を推進する仕組み等について、農業者の理解の促進に努めてまいります。
4	総合防除について、計画策定後、どのように周知・普及等を進めて行くのか？	計画策定後は、関係者への周知や農業者の集まる講習会等で周知を図っていくこととします。
5	目次のページ数をもう少し細かく記載してはどうか。指定有害動植物の種類ごとの総合防除の作物分類ごとの対策（普通作物・・・POとか）に記載して欲しい。	ご指摘の通り修正します。
6	本県で対応が必要な指定有害動植物の118種はどのように決めたのか？	植物防疫法第22条で定める農林水産大臣が指定する指定有害動植物（157種）の中から、県の病害虫防除室とともに、地域の実情を鑑み本県で対応が必要な種を決定しています。 指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)
7	（別表1）の「指定有害動植物名」表記は別表1のタイトルと同じ「指定有害動植物（病害虫）名」と記載した方が良い。 もしくは、分かりづらいので有害動植物に関して病害虫で統一してはどうか？	ご指摘を受け、以下の通り冒頭の語句の定義において、名称を統一することとします。 有害動植物 → 病害虫 有害動物 → 害虫 有害植物 → 病害

8	<p>水稻の「ニカメイガ」について、</p> <p>①添付資料1に記載がない「稈の太い品種の作付けや遅植え、直播を控える」。福井で作られている具体的品種名なども欲しい。併せて“前年度多かった地域では”という一文が必要では？</p> <p>②ニカメイガの要防除水準も必要では？</p> <p>③近年、大麦圃場では稲わらも多く残っており、前年多発圃場では越冬幼虫が多くなっているのではないか？越冬幼虫の調査も必要でないか？</p>	<p>①は、「稈の太い品種」の文言を削除し、「前年度多かった地域では」を前段に追加します。</p> <p>②は、病虫害防除室と共有し検討してまいります。</p> <p>③は、病虫害防除室と共有し検討してまいります。</p>
9	<p>ダイズの「ウコンノメイガ」、「黒根腐れ病」、「葉焼け病」は、近年発生が増え問題となっているので、記載があると良い。</p>	<p>現時点で、農林水産大臣が指定する指定有害動植物に「ウコンノメイガ」、「黒根腐れ病」および「葉焼け病」は指定されていませんが、国に呼び掛けていくとともに、県の実情に鑑みて指定外有害動植物としての掲載を今後検討します。</p> <p>指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)</p>
10	<p>ソバの病虫害の記載が無い。近年ソバが穫れなくなっており、そこにアブラムシ、ヨトウ等が大発生しさらに減収する事例も出ている。予防、判断、防除に関する措置の記載が欲しい。</p>	<p>農林水産大臣が指定する指定有害動植物の寄主植物又は宿主植物に指定されていないことと、全国的な作付状況からも追加登録される見込みはありません。ヨトウムシやハスモンヨトウに関しては⑤作物共通で記載されており、アブラムシ類については県の実情に鑑みて指定外有害動植物としての掲載を今後検討します。</p> <p>指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)</p>
11	<p>カキの「アザミウマ類」について、「樹冠専有面積が大きいと効果がなくなることに留意する」⇒「枝葉が過繁茂し樹冠下が暗いと効果が低下することに留意する」の様にしてはどうか（樹が大きくなり樹冠専有面積が大きくなるのではなく、枝葉の過繁茂で光が遮られてしまうことが問題）？</p>	<p>ご指摘の通り修正します。</p>

12	ナシの「黒星病」について、「施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。」は削除すべきでは？（書いてある事はそのとおりですが、本県のナシで施設栽培や雨よけ栽培を導入すべきかが疑問）	ご指摘の通り削除します。
13	ブドウの「黒とう病」を追加すべき（福井で一番栽培されているブドウ品種はシャインマスカットで、そのシャインマスカットで特に注意が必要な病害なので、黒とう病の記載が無いのは違和感があります）。	現時点で、植物防疫法第 22 条で定める農林水産大臣が指定する指定有害動植物に「黒とう病」は指定されていませんが、国に呼び掛けていくとともに、県の実情に鑑みて指定外有害動植物としての掲載を今後検討します。 指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)
14	ウメの「アブラムシ類」、「カイガラムシ類」を追加すべき。	現時点で、農林水産大臣が指定する指定有害動植物に「アブラムシ類」および「カイガラムシ類」は指定されていませんが、国に呼び掛けていくとともに、県の実情に鑑みて指定外有害動植物としての掲載を今後検討します。 指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)
15	イチゴの「炭疽病」について、「低濃度エタノール・・・(添付資料 7 参照)」の文言を削除して欲しい（本県のイチゴは養液栽培が主であるため、この消毒方法は行われていないため）。	ご指摘の通り修正します。
16	イチゴの「灰色かび病」について、(予防に関する措置) の 4 項目目の後半部分「敷わら又は・・・接触しないようにする。」の文言を削除して欲しい（同じく養液栽培が主であるため）。	ご指摘の通り修正します。
17	キュウリの「アザミウマ類」や「コナジラミ類」の（予防に関する措置）の一番最後の項目の前半部分「施設栽培においては、…」の後ろに「土耕栽培」の文言を加えて欲しい（養液栽培では、蒸し込み処理は行わないため（養液栽培システム故障防止のため））。	ご指摘の通り修正します。

18	<p>キュウリの「斑点細菌病」の（予防に関する措置）の6項目目の「発病ほ場では…」の後ろに「土耕栽培」の文言を加えて欲しい（土耕栽培が前提の技術であるため）。</p>	<p>ご指摘の通り修正します。</p>
19	<p>トマトの「アザミウマ類」、「コナジラミ類」や「黄化葉巻病」の（予防に関する措置）の一番最後の項目の前半部分「施設栽培においては、…」の後ろに「土耕栽培」の文言を加えて欲しい（養液栽培では、蒸し込み処理は行わないため（養液栽培システム故障防止のため））。</p>	<p>ご指摘の通り修正します。</p>
20	<p>サトイモの「疫病」が数年前に本県で大きな問題となった重要病害であるため、追加すべきではないか？</p>	<p>現時点で、農林水産大臣が指定する指定有害動植物に「疫病」は指定されていませんが、国に呼び掛けていくとともに、県の実情に鑑みて指定外有害動植物としての掲載を今後検討します。</p> <p>指定有害動植物について：農林水産省 (maff.go.jp)</p>
21	<p>花き類にある、ほ場全体を防虫ネットで被覆するのは、実質困難ではないか？</p>	<p>現実に即した形に修正します。</p>
22	<p>「有害動植物（病害虫）の防除に係る指導体制並びに市町や農業者の組織する団地等との連携に関する事項」の「③農業協同組合」とあるが、「③農業協同組合等」とすべきでないか？</p>	<p>農業協同組合以外の関係者との連携も不可欠であることから、ご指摘の通り修正します。</p>